

令和8年度 徳島県教育委員会ハラスメント相談体制

1 相談窓口

教職員等におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、カスタマー・ハラスメントの相談窓口を教育政策課、教職員課、教育政策課コンプライアンス推進室に設置し、それぞれ相談員を配置しています。

相談窓口及び相談員は、相談者の氏名や相談内容などに関して、プライバシーを厳守しますので、ハラスメントの被害を受けたと感じたときは、被害を深刻にしないためにも、まずは相談窓口へ相談してください。

なお、対象とする教職員等には、臨時教職員（非常勤講師を含む）を含む全ての教職員、外国語指導助手、教育実習生等を含みます。安心して御相談ください。

<相談窓口>

所属	連絡先	対象者
教育政策課	088-621-3208	県教育委員会事務局・教育機関職員及び県立学校教職員（教育関係職員を除く）
教職員課	088-621-3130	県立学校関係職員
教育政策課 コンプライアンス 推進室（総合窓口）	088-621-2771 <メール相談窓口> harassment@mt.tokushima-ec.ed.jp	全ての教職員等

2 相談体制

教職員等からのハラスメント相談等に対応するため、県教育委員会に次のとおり相談員を配置しています。

相談しやすい体制とするため、女性相談員を多く配置するとともに、コンプライアンス推進室を中心とした相談体制をとっています。

なお、相談があった場合は、相談員のチーム制（2名程度）により対応します。

相談員の業務内容については、次のとおりです。

- （1）相談員は、教職員等からのハラスメントに関する苦情の相談を受けたときは、相談者、関係者より事情を聴取し、問題解決のため適切な方策を講じます。
- （2）相談員は、総合窓口である教育政策課コンプライアンス推進室を通じて、人事担当課である教育政策課及び教職員課と密接に連携、協力を図り、問題の解決に当たります。
- （3）相談員は、教職員等からの相談に対し、迅速かつ適切な対応を図るとともに、相談を通じて知り得た秘密は厳守します

3 相談方法について

ハラスメント等に関する相談方法は、電話、封書、メール、面会等がありますので御活用ください。